

広島県告示第三百十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成三十一年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
四七	尾道市因島原町字竹浜二五七番一、二五七番二、二五七番六、二五七番七、二五七番八、二五七番九、尾道市因島原町字亀浜二五八番一の一部、二五八番五の一部、二五八番七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号